

定 款

富士古河 E & C 株式会社

富士古河 E & C 株式会社定款

第 1 章 総 則

第 1 条（商 号）

当社は、富士古河 E & C 株式会社と称し、
英文では、FUJI FURUKAWA ENGINEERING & CONSTRUCTION CO.LTD. と表示する。

第 2 条（目 的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気、電気通信、管、土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、鋼構造物、舗装、内装仕上、機械器具設置、消防施設、造園、計装等の各種工事
2. 前号に関する調査、企画、測量、設計、監理、エンジニアリング、コンサルティングおよび保守業務並びに工所用資材の販売および輸出入
3. 電気および熱の供給に関する事業
4. 前号に関するエンジニアリング、コンサルティング並びに技術・ノウハウの販売
5. 電気機械器具類並びに計測器の設計、製作および販売
6. 不動産の賃貸および管理
7. 労働者派遣事業
8. 前各号に付帯関連する一切の事業

第 3 条（本店の所在地）

当社は、本店を川崎市幸区に置く。

第 4 条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

第 5 条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、14,400,000 株とする。

第 6 条（単元株式数および単元未満株式についての権利）

1. 当社の単元株式数は、100 株とする。
2. 当社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ①会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- ②会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④本定款に定める権利

第 7 条（単元未満株式の売渡請求）

当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 8 条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 9 条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

第 10 条（招 集）

当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。

第 11 条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、3 月 31 日とする。

第 12 条（招集権者および議長）

1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 13 条（電子提供措置等）

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 14 条（決議方法）

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 15 条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第 16 条（取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

第 17 条（員 数）

当社の取締役は、16 名以内とする。

第 18 条（選 任）

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第 19 条（任 期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 20 条（代表取締役および役付取締役）

1. 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名のほかに必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。

第 21 条（招集権者および議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 22 条（招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 23 条（決議方法等）

1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 当社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 24 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 25 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 26 条（取締役の責任免除）

1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定

めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 27 条（監査役および監査役会の設置）

当社は、監査役および監査役会を置く。

第 28 条（員 数）

当社の監査役は 4 名以内とする。

第 29 条（選 任）

1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 30 条（任 期）

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 31 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 32 条（招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 33 条（決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 34 条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 35 条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 36 条（監査役の責任免除）

1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

第 37 条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人を置く。

第 38 条（選 任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 39 条（任 期）

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 40 条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 41 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 42 条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 43 条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 44 条（除斥期間）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。
2. 前項の金銭には、利息を付さない。

（附則）

1. 定款第 13 条の変更は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(制 定) 昭和13年 6月 1日

変 更	昭和25年 4月21日	昭和62年 6月30日
	昭和26年12月25日	平成 元年 6月30日
	昭和28年 8月20日	平成 2年 6月29日
	昭和31年 5月29日	平成 3年 6月28日
	昭和33年 1月10日	平成 5年 6月29日
	昭和33年 5月29日	平成 6年 6月29日
	昭和33年11月25日	平成 7年 6月29日
	昭和34年 5月25日	平成 8年 6月27日
	昭和34年 7月25日	平成14年 6月27日
	昭和35年11月25日	平成15年 6月27日
	昭和36年 4月15日	平成16年 6月29日
	昭和37年 2月15日	平成17年 6月29日
	昭和37年 9月17日	平成17年 7月 1日
	昭和38年 5月27日	平成18年 6月28日
	昭和38年 7月15日	平成19年 6月27日
	昭和38年10月 5日	平成21年 6月23日
	昭和41年11月28日	平成21年10月 1日
	昭和49年11月30日	平成22年 1月 6日
	昭和50年 5月30日	平成25年 6月21日
	昭和52年 6月30日	平成27年 6月19日
	昭和53年 6月30日	平成30年10月 1日
	昭和55年 6月30日	令和 4年 6月24日
	昭和59年 6月28日	